

○ 推定相続人を廃除する遺言

遺 言 書

1. 遺言者東山太郎の長男東山一郎が、遺言者を、あほ、馬鹿、ぼけとののしり、再三再四、遺言者に殴るけるの暴行を加え、そのため遺言者は度々創傷を受けた。このような虐待及び重大な侮辱を加えた長男一郎を、遺言者は、遺言者の推定相続人から廃除する。
2. この遺言の遺言執行者として、〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号北村一夫を指定する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

遺言者 東 山 太 郎Ⓔ

※ 作成の要点

- ・ 遺留分を有する相続人が、被相続人に対して、虐待もしくは重大な侮辱を加え、あるいは著しい非行があったときは、推定相続人の廃除の請求を、家庭裁判所になすことができます。
- ・ 請求が認められないと、遺留分を侵害するような相続財産の分け方ができません。
- ・ 遺言者が相続人として認めたくない者を排斥しようとする場合に、このような遺言が必要です。